

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規程により下記のとおり公表する。

令和 3 年 7 月 2 8 日

涌谷町長 遠藤 稔雄

記

1 協議の場を設けた区域の範囲

西地区

2 協議結果を取りまとめた年月日

令和 3 年 7 月 2 8 日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数

西地区 1 1 6 経営体

3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手は十分に確保されている。

4 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

5 地域農業の将来のあり方

継続的にこの地域の営農活動を維持していくため、経営体への集積を進め、若手後継者の育成に取り組む。

農地の受け手・出し手双方の意向を把握しながら、農地中間管理機構の活用を図る。